

山梨県立中央病院ドクターヘリ運航業務委託事業者募集に関する  
質問に対する回答票

No.	質問	
1	質問日	8/16
	区分	募集要項
	頁数及び見出し番号	募集要項の1~2ページの第3参加資格(11)「運航会社及び運航従事者の経験資格等の詳細ガイドライン~を遵守していること。」及び(様式2-2)について
	質問事項	左記のガイドライン(様式2-2)の(3)必要機数に「本機1機を所有していること。また、本機の定期点検中には、ドクターヘリ仕様の代替機を配備できること。(突発的不具合に対応する機体を含まない。)」とあります。このことは、本機の突発的不具合の際は、代替機を配備しなくて良いという理解でよろしいか、または、代替機の突発的不具合の際は、更なる代替機を配備しなくて良いという理解でよろしいでしょうか。
	回答	
	回答日	8/17
回答	<p>ご指摘のとおり、ガイドラインでは本機点検中に代替機を配備できることを求めており、突発的不具合の場合に代替機を配備することまでは求めておりません。しかし山梨県立中央病院ドクターヘリ運航業務においては、代替機の配備は仕様書1に記載したとおり、年間を通して間断のない救急患者搬送を実現するために必要な事項でありますので、仕様書7(3)(4)のとおりご対応願います。</p> <p>仕様書 7 ドクターヘリの配備及び維持管理等</p> <p>(3)ドクターヘリの定期点検整備や不具合発生時の整備作業等により当該機体が運航不可能な場合に代替機を配備できること。</p> <p>(4)故障などの突発的な事由によりやむを得ず契約ヘリコプターの運航を休止した場合は、直ちに甲に通知し速やかに修理を行うものとし、48時間以内に運航を再開すること。ただし、48時間以内の運航再開が困難な場合にあっては、代替機を手配し72時間以内に運航を再開すること。定めた時間内に運航再開できない場合は委託料金の減額を行うこととする。</p>	

山梨県立中央病院ドクターヘリ運航業務委託事業者募集に関する  
質問に対する回答票

No.	質問	
2	質問日	8/16
	区分	仕様書
	頁数及び見出し番号	仕様書の3ページ第7(2)「本業務の運航開始予定日前に消防機関等との実機訓練を行う～」及びプロポーザル業務提案書作成要領の1ページ第1(3)「運航開始までの事前準備」について
	質問事項	弊社は、山梨におけるドクターヘリ運航業務を既に実施しており、平成24年(2012年)4月の山梨ドクターヘリ業務開始前に諸準備(機器の調達、離着陸場の調査、訓練の実施等)が完了しております。つきましては、これらの事前準備についての業務提案書の事項を割愛してもよろしいでしょうか。
	回答	
	回答日	8/17
回答	業務提案書作成要領2(3)に示すとおり、提案書の記載事項となっておりますので、諸準備が対応済の場合でも現在の状況がわかるように記載してください。	